

**2020年12月のニュースレター（日本語）****2020年12月****個人
所得
税**

- 個人所得税申告に関する改正点（政令126/2020/ND-CP号）

**法人
税**

- 2021年から適用される法人税の仮納付額（年間法人税額の75%以上を第3四半期申告までに納付）

**外国
契約
者税**

- データアクセス権に課される外国契約者税についての2020年11月23日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター101317/CTHN-TTHT号

**付加
価値
税**

- 内部取引発生時の付加価値税控除の確定に関する2020年12月8日付税務総局発行オフィシャルレター5218/TCT-DNL号

その他

- 前年に定款資本金又は投資資本金の変更があった場合のライセンスフィー申告義務
- 税務登録に関する2020年3月12日付財務省発行通達105/2020/TT-BTC号
- 新規定に対応した税務総局の税務申告支援システムHTKKのアップグレード（バージョン4.5.0）



個人所得税

2020年12月

個人所得税申告に関する改正点（政令126/2020/ND-CP号）

概要

I. 税務署に直接申告をする個人の場合

- 賃金所得を得ているが、**個人**所得税申告を会社経由ではなく個人で直接行っている場合は、月次申告又は四半期申告のいずれかを選択できる。（第8条第8項a号、c号）
- 2か所以上から賃金・給与所得を得ている個人は、本人が直接申告を行っている場合も、会社が源泉徴収をしている場合も、その個人に対して年間で最大の賃金を支払った賃金支給者の管轄税務署に対し確定申告書類を提出しなければならない。（第11条第7項b.1号）
- 海外で不動産賃貸所得を得ている個人については、個人が居住している地域の管轄税務署に対し税務申告をしなければならない。（第11条第6項g号）

II. 給与・賃金を支払う組織、個人の場合

1. 労働者に対して給与・賃金を支払い個人所得税を源泉徴収している組織、個人は、毎月所得税申告を行う。
ただし、組織、個人がVAT申告・納付を四半期毎に実施している場合、所得税の申告・納付も四半期毎に実施できる。（第8条第1項a号）
2. 月内又は四半期内に給与支給や個人所得税の源泉徴収額が発生しない場合にも、個人所得税申告は実施しなければならない。（本政令の第7条第3項）
3. 所得税の変更がある場合、確定申告のみならず、月次・四半期の申告についても状況により追加申告または当局に対する説明書提出を行わなければならない。変更の結果税額が増える場合、納付期限からの遅延利息を納付しなければならない。（第7条第4項a号）

参考法令

- 政令126/2020/ND-CP
- 2020年12月7日付税務総局発行オフィシャルレター5189/TCT-CS 号



法人税

2020年12月

2021年から適用される法人税の仮納付額（年間法人税額の75%以上を第3四半期申告までに納付）

概要

2020年12月5日より施行された政令126/2020/ND-CP第8条第6項b号によると、会計年度の第3四半期法人税納付期限までに各企業が仮納付すべき法人税額は、当該会計年度の法人税確定申告において確定する法人税総額の75%以上でなければならない。

第3四半期分までの仮納付額が75%に満たなかった場合には、追納する本税の差額分に加え、第3四半期の納付期日から差額分の納付日までの遅延利息も納めなければならない。

上記の規定は2021年度より適用される。

なお、法人税の四半期ごとの仮納付期限は、従来どおり各四半期末の翌月30日までである。

参考法令

- 税務管理法38/2019/QH14 第55条第1項、第2項
- 政令126/2020/ND-CP第8条第6項b号
- 2020年12月7日付税務総局発行オフィシャルレター5189/TCT-CS号

**外国契約者税****2020年12月**データアクセス権に課される外国契約者税についての**2020年11月23日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター101317/CTHN-TTHT号****概要**

本オフィシャルレターによると、外国企業がデータアクセス権提供取引から収入を得る場合、当該収入は外国契約者税の課税対象になる。

外国企業がベトナムで直接税務申告を行う条件を満たしていない場合、データアクセス権に対する対価を支払うベトナム国内企業が、外国企業に対する対価の支払い時に、外国契約者税額を控除する責任を負う。

- 法人税部分：データアクセス権提供取引からの収入は、**外国契約者税にか**かる通達103/2014/TT-BTC号第7条第3項に基づくロイヤリティからの収入と見なされる。法人税**部分**の税率は**10%**である。
- 付加価値税部分：外国企業が提供するデータアクセス権が技術移転、知的財産、またはソフトウェア製品／サービスに該当しない場合、付加価値税の課税対象となる。**付加価値税部分**の税率は**5%**である。

ハノイ税務局はベトナム国内企業に対し、適切に外国契約者税を適用するため、外国企業が提供するデータアクセス権が外国契約者税のどの分類に属するかについて、科学技術、知的財産、情報・通信に関し自社を管轄する当局に確認を取るよう要請している。

参照法令

- 知的財産法第50/2005/QH11号第14条第1項m号および第22条第2項および同改正補足法第36/2009/QH12号 第1条第5項
- 技術移転法第07/2017/QH14号第4条
- 情報技術産業に関する情報技術法の一部条項の施行ガイダンス：政令71/2007/ND-CP号第3条
- 付加価値税法の施行ガイダンス：通達第219/2013/TT-BTC 号第4条、第11条
- 外国契約者税の施行ガイダンス：通達103/2014/TT-BTC 第1条第2項、第4条第3項、第7条、第8条、第11条、第12条、第13条

**付加価値税****2020年12月**

内部取引でVATインボイスが使用されている場合の、付加価値税控除額算出に関する2020年12月8日付税務総局発行オフィシャルレター5218/TCT-DNL号

概要

本社と同じ市・省に従属支店を有する企業において、従属支店のVATを本社で合算して申告する際の注意事項として、本オフィシャルレターは以下のとおり案内している。

当該企業が本社と従属支店、あるいは従属支店間等の取引（以下「内部取引」という）の実績を評価するため、VATインボイスを使用し、売上・費用を計上し、これに対応するVATを計算している場合は、仕入VATの控除額を売上構成比に基づき計算する際、顧客から受領した売上ではない内部取引の売上を計算に含めてはならない。

また、仕入VATの控除額配賦の基礎となる仕入VAT合計額にも、内部売上高にかかる仕入VAT額を含めてはならない。

参考法令

- 通達219/2013/TT-BTC第14条第2項およびその改正・補足通達26/2015/TT-BTC第1条第9項



その他 (ライセンスフィー)

2020年12月

前年に資本金変更があった場合のライセンスフィー「申告」義務

概要

旧規定

通達 302/2016/TT-BTC 号第5条（法令 139/2016/ND-CP 号の施行ガイドランス）によると、製造・経営・サービスの活動を行っている組織は事業活動を開始した月の最終日までにライセンスフィーを1回のみ申告すればよく、また、2017年4月4日付税務総局のオフィシャルレター 1279/TCT-CS号に基づき、販売、営業、サービスを行っている企業については定款資本金や総投資額（定款資本が定められていない支店や営業所等の場合）に変更があっても、ライセンスフィーの申告は不要であった。

新規定

2020年12月5日に施行された政令126/2020/ND-CP号第10条により、次の場合がライセンスフィーの申告納付対象とされた。

- (個人事業を除き) 新規設立企業、または従属支店、営業所の新規設立があった企業、あるいは活動を開始した企業

納付期限：設立年又は生産・事業活動開始の翌年の1月30日

- 前年度内の資本金に変更があった企業

納付期限：変更が生じた翌年の1月30日

従って、2020年度に定款資本金や総投資額（定款資本が定められていない支店や営業所等の場合）の変更があった企業は、納付するライセンスフィーの額に変更が無い場合でも、2021年1月30日までにライセンスフィーの申告書提出が必要となった。

申告書の提出遅延に対する罰金は、2020年12月5日以降最大2,500万ドンとなっている。

2021年のライセンスフィーの納付期限は2021年1月30日である。

**その他（税務手続）****2020年12月****税務登録に関する2020年3月12日付財務省発行通達105/2020/TT-BTC号****概要**

本通達は財務機関に直接税務登録する納税者、税務コードの構造、書類、手続き、および税務登録フォームに関する詳細なガイダンスである。

旧規定から変更があった税務登録手続：

個人が外国法人又は外国個人事業主から給与所得を得ている場合、税務登録に必要な書類は次のとおりである。

- + 申告フォーム05-DK-TCT
- + ベトナム国籍を持つ者の場合、有効な身分証明書の写し。外国籍の者又は海外在住のベトナム人の場合、有効なパスポートの写し
- + 雇用主が発行したベトナム赴任の任命書の写し

被扶養者登録書類

- + 委任状（給与支給元を通じて登録する場合）
- + 税金登録申告書20-DK-TH-TCT（給与支給元を通して登録する場合）またはフォーム20-DK-TCT（税務局に直接登録する場合）
- + 被扶養者関連書類
 - 14歳以上のベトナム国籍の被扶養者については有効な身分証明書の写し
 - 14歳未満のベトナム国籍の被扶養者については出生証明書または有効なパスポートの写し
 - 外国人もしくは外国に滞在するベトナム人に対しては有効なパスポートの写し

**その他（税務手続）****2020年12月****税務登録に関する2020年3月12日付財務省発行通達105/2020/TT-BTC号****概要**

納税者が以下の状態となった場合、その納税者の税務登録情報が税務総局のウェブサイト上で開示されることとなった。

- 納税者が事業を終了し、税務コード削除手続きを完了した。
- 納税者が事業を終了したが、税務コードの削除手続きを完了していない。
- 納税者が事業を一時停止している。
- 納税者が登録された場所で事業を行っていない。
- 本通達とともに発行された通知19/TB-DKTにより納税者の税務コードが回復した。
- 納付者は税務登録に関する不正行為を行った。

通達105/2020/TT-BTC号は2021年1月17日より有効となり、2016年6月28日付通達95/2016/TT-BTC号と2013年11月6日付通達156/2013/TT-BTC号第9条は廃止される。

2021年1月17日以降、税務登録フォームが変更されるため、本通達に添付されている付録を参考し、適切なフォームを使用する必要がある。

**その他(税務申告支援)****2020年12月****新规定に対応した税務総局の税務申告支援システムHTKKのアップグレード (バージョン4.5.0)****概要**

税務総局は2021年1月8日に税務申告支援システムをHTKK4.5.0バージョンにアップグレードした。本バージョンは2020年に施行・発令された税務管理法政令126/2020/ND-CP号、関連者間取引を行う企業に対する税務管理政令132/2020/ND-CP号、および2020年法人所得税の軽減に関する政令114/2020 / ND-CP号、ならびに国会常任委員会における行政単位にかかる決議等で定められた規定に適合するものとなっている。

1. 政令126/2020/ND-CP号に対応

- 追加申告書の提出日は、対象となる確定申告の提出後であれば、確定申告提出期限を待たずに提出できるとされた。これまでは、確定申告の追加申告書は、確定申告提出期限より後に提出しなければならなかった。
- 追加申告書の提出期限は、確定申告の提出期限の10年後までである。

2. 政令132/2020/ND-CP号に対応

- 2020年度以降の課税期間について、03/TNDN申告書とともに付録01、02、03、04が追加された。

3. 2020年9月25日付政令114/2020/ND-CP号に対応

- 2020年度の課税期間について、政令114/2020/ND-CP号に規定された02/TNDN、03/TNDN、04/TNDN申告書とともに法人所得税減税申請に使用する付録が追加された。

4. 行政地区変更の更新

- Kien Giang 省Phu Quoc 県はKien Giang 省Phu Quoc 市に改名された。
- 2区、9区、Thu Duc区は合併し、ホーチミン市に付属するThu Duc市とされた。

2021年1月9日以降、上記に関わる申告書作成にあたっては、このHTKK4.5.0バージョンを利用することが規定された。

2020年12月のニュースレター（日本語）

2020年12月

I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 28 3827 8096 Fax: +84 28 3827 8097

Takayuki Jitsuhara: takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Naoki Fukumoto: naoki.fukumoto@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@vinabookkeeping.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Pham Thi Ut: pham.thi.ut@i-glocal.com

Hirohito Yamanaka: hirohito.yamanaka@i-glocal.com

Ha Noi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 24 2220 0334 Fax: +84 24 2220 0335

Masaya Sakasai: masaya.sakasai@i-glocal.com

Bui Hang: bui.hang@i-glocal.com

Pham Van Huong: pham.van.huong@i-glocal.com

Nguyen Thi May: nguyen.thi.may@i-glocal.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>

